

市・県民税の申告期限を延長します。

- － 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため申告期限を
4月16日（木）まで延長します。 －

国税庁が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、所得税の確定申告期限を4月16日（木）まで延長したことに伴い、燕市でも、同様の観点から市・県民税の申告期限を次のとおり延長します。

1 【延長後の申告期限】

当初の令和2年3月16日（月）を令和2年4月16日（木）まで延長します。

2 【延長後の申告受付概要】

現在、燕市役所1階つばめホールで受付していますが、延長期間中は次のとおり受付します。

- 受付対象・・・市・県民税の申告のみ
(所得税の確定申告は、税務署でお願いします。)
 - 延長期間・・・令和2年3月17日(火) から令和2年4月16日（木）
(土日・祝日を除く)
 - 受付時間・・・午前8時30分から午後4時
 - 受付場所・・・燕市役所2階税務課5番窓口
- ※今後の感染症拡大状況によっては、変更となる場合があります。その場合は、
随時ホームページでお知らせします。

3 【延長期間に申告書を提出する場合の注意点】

令和2年3月17日（火）以降に提出された市・県民税の申告書、または所得税の確定申告書については、申告内容が市・県民税の第1期（6月末）の課税に間に合わない場合があります。

その場合は、第2期（8月末）からの課税または税額変更を行います。

また、市・県民税の課税データから算定される各種保険料や各種手当等にも影響が出る場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

本件についてのお問い合わせ先
市民生活部 税務課：小柳・坂本
電話：0256-77-8142（直通）